



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 2月19日金曜日 第2749号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(障害福祉課)85
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	(農業経済課)85
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	(漁政課)86
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課)88
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(")88
土地改良区の定款変更の認可.....	(中予地方局農村整備第一課)88

告 示

○愛媛県告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成28年 2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
イオン薬局新居浜店	新居浜市前田町 8 - 8	イオンリテール株式会社	薬局（更生医療）	平成28年 2月 1 日

○愛媛県告示第172号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年 1月21日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金 の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金 の種類	利 子 補 給 率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号 及び第 5 号に 掲げる融資機 関が同条第 1 項第 1 号に掲 げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲 げる融資機関 が同条第 1 項 第 2 号から第 4 号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から 第 5 号までに 掲げる融資機 関が同条第 1 項第 2 号から 第 4 号までに 掲げる者に貸 し付ける場合		法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号 及び第 5 号に 掲げる融資機 関が同条第 1 項第 1 号に掲 げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲 げる融資機関 が同条第 1 項 第 2 号から第 4 号までに掲 げる者に貸し 付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から 第 5 号までに 掲げる融資機 関が同条第 1 項第 2 号から 第 4 号までに 掲げる者に貸 し付ける場合
1 畜舎、果樹 棚、農機具そ 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>5 厘</u>	1 畜舎、果樹 棚、農機具そ 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 <u>4 厘</u>

<p>他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）</p>				<p>他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）</p>			
2～5 省略				2～5 省略			
<p>6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>		年1分2厘5毛	年5厘	<p>6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>		年1分2厘5毛	年4厘
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第173号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年1月21日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年2月19日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
<p>（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）</p> <p>第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p>						<p>（利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率）</p> <p>第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。</p>					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる	法第2条第2項第5号に掲げる融	法第2条第2項第1号	法第2条第2項及び第4号	法第2条第2項第5号に掲げる融		法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる	法第2条第2項第5号に掲げる融	法第2条第2項第1号	法第2条第2項及び第4号	法第2条第2項第5号に掲げる融

	る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政 令第209 号。以下 「令」と いう。)第 5条に規 定する 団体に限 る。)に 貸し付け る場合	資機関 が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号 に掲げる 者(令第 5条に規 定する団 体に限る 。)に貸 し付ける 場合	に掲 げる融 資機 関が、 同条第 1項第 1号か ら第5 号まで 及び第 10号に 掲げる 者に貸 し付け る場合	に掲 げる融 資機 関が、 同条第 1項第 1号か ら第5 号まで 及び第 10号ま でに掲 げる者 (同号に 掲げる者 に貸し 付ける場 合)	資機関 が、同 条第1項 第6号 から第 10号ま でに掲 げる者 (同号に 掲げる者 に貸し 付ける場 合)		る融資機 関が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号に 掲げる者 (漁業近 代化資金 融通法施 行令(昭 和44年政 令第209 号。以下 「令」と いう。)第 5条に規 定する 団体に限 る。)に 貸し付け る場合	資機関 が、同 条第1項 第1号か ら第5号 まで及び 第10号 に掲げる 者(令第 5条に規 定する団 体に限る 。)に貸 し付ける 場合	に掲 げる融 資機 関が、 同条第 1項第 1号か ら第5 号まで 及び第 10号に 掲げる 者に貸 し付け る場合	に掲 げる融 資機 関が、 同条第 1項第 1号か ら第5 号まで 及び第 10号ま でに掲 げる者 (同号に 掲げる者 に貸し 付ける場 合)	資機関 が、同 条第1項 第6号 から第 10号ま でに掲 げる者 (同号に 掲げる者 に貸し 付ける場 合)	
1・2 省略												
3 漁船漁具保管修 理施設、漁業用資 材保管施設、漁船 用油水分給施設、 養殖池、蓄養池、 水産種苗生産施 設、養殖用作業 舎、水産物処理施 設、水産物保蔵施 設、水産物加工施 設、製氷冷凍施 設、水産物等運搬 施設、水産物販売 施設又は漁業用通 信施設の改良、造 成又は取得に必要 な資金(漁船の改 造、建造若しくは 取得に必要なもの 又は次号若しくは 第5号に掲げるも のを除く。)	同上	同上	同上	年5厘	年5厘		同上	同上	同上	年4厘	年4厘	
4~6 省略												
7 漁村情報処理・ 通信施設(有線放 送施設及び有線放 送電話施設を含 む。)、漁船舶員			同上	年5厘	年5厘				同上	年4厘	年4厘	

臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金						臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第174号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年 2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局産業経済部管内）

大三島加入区

○愛媛県告示第175号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成24年 2月愛媛県告示第214号）による保険に付すべき義務は、平成28年 2月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年 2月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局産業経済部管内）

大三島加入区

○愛媛県告示第176号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市余戸土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 2月19日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一